

徳島県公立高等学校の在り方検討会議設置要綱

（設 置）

第1条 徳島県公立高等学校の今後の在り方について検討するため、「徳島県公立高等学校の在り方検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を検討する。なお、検討結果については、徳島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告するものとする。

- （1）公立高等学校のさらなる特色化・魅力化に関する事項
- （2）公立高等学校の学校規模や配置に関する事項
- （3）その他公立高等学校の在り方に関連して検討が必要な事項

（組 織）

第3条 検討会議は、20名以内で組織する。

- 2 委員は、有識者、行政関係者及び学校関係者から、教育長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、第2条に掲げる報告が終了するまでとする。
- 4 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 検討会議に、会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（運 営）

第5条 検討会議は、会長が招集する。

- 2 検討会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

（部 会）

第6条 検討会議に入試制度部会（以下「部会」という。）を設置する。

- 2 部会は、委員10名以内で組織し、委員は、教育長が委嘱する。
- 3 部会には、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。
- 4 ワーキンググループの構成員は、教育長が委嘱する。

（庶 務）

第7条 検討会議及び部会の庶務は、徳島県教育委員会教育創生課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議及び部会の運営に関し必要な事項は、検討会議及び部会に諮り定める。

附 則 この要綱は、令和7年7月7日から施行する。